

資産査定

「労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第3条の規定に基づき、以下のとおり2020年3月31日現在の資産の査定を公表します。

● 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による 回収見込み額 (C)	清算配当等による 回収見込み額 (D)	貸倒引当金 (E)	保全率	保全率	
							{(C)+(E)}/ (A)	(B)/(A)	
金融再生法上の 不良債権 (F)	18年度	25,289	25,649	24,170	240	1,238	100.00%	100.00%	
	19年度	26,259	26,638	25,468	204	965	100.00%	100.00%	
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	18年度	6,879	6,879	6,218	240	420	96.50%	100.00%
		19年度	6,888	6,888	6,380	204	303	97.02%	100.00%
	危険債権	18年度	17,084	17,078	16,693	—	385	99.96%	99.96%
		19年度	18,288	18,284	18,010	—	274	99.97%	99.97%
	要管理債権	18年度	1,325	1,690	1,258	—	432	100.00%	100.00%
		19年度	1,082	1,465	1,077	—	387	100.00%	100.00%
	正常債権	18年度	4,240,561	—	—	—	—	—	—
		19年度	4,430,846	—	—	—	—	—	—
	合計 (G)	18年度	4,265,851	—	—	—	—	—	—
		19年度	4,457,106	—	—	—	—	—	—
金融再生法上の不良 債権比率 (F)/(G)	18年度	0.59%							
	19年度	0.58%							

※金額は決算処理後のものです。

※「貸倒引当金」とは、個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金の合計額のことです。なお上記は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法・2013年3月末で終了)の施行に伴い追加計上した一般貸倒引当金を含まない金額です。

※「清算配当等による回収見込み額」とは、貸出先が経営破綻に陥った場合及び個人民事再生手続きにおいて、回収が見込まれる額のことです。

● 債権保全の状況

当金庫では、資産査定規程を定めて定期的に資産査定を実施し、必要な償却・引当を行っています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」については、個別貸出金ごとに「担保・保証付債権」「清算配当等による回収見込み額」を差し引いた残額に対して、貸出先からの入金実績や個人保証人からの回収が見込まれる金額などを除き、必要な金額を個別貸倒引当金として引き当てています。

なお、債務保証見返に係る必要額についても、資産査定規程に定める償却・引当基準に基づき引当を行っています。

また、「正常債権」と「要管理債権」については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づいた引当額を引き当てています。

● 貸倒引当金(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2019年3月末		2020年3月末	
	期末残高	前年比	期末残高	前年比
貸倒引当金	10,667	681	11,751	1,084
一般貸倒引当金	9,607	931	10,919	1,312
個別貸倒引当金	1,060	△250	831	△228

※「一般貸倒引当金」は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法・2013年3月末で終了)の施行に伴い追加計上した分を含みます。

● 貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
貸出金償却額	1	33

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

総与信額(貸出金・貸付有価証券・外国為替・債務保証見返・与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由によって、経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

「危険債権」

総与信額のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して、契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」

貸出金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」

総与信額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

「一般貸倒引当金」

貸出金やそれらに準ずる債権に対して将来偶発的に発生すると見込まれる回収不能による損失等に備え、貸借対照表上の資産の部に個別貸倒引当金とともに貸倒引当金として計上しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますので、ご参照ください。

「個別貸倒引当金」

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれらに準ずる債権の相当部分または全額が回収できないと見込まれることが明らかとなった場合、その債権額の一部または全部に対して、貸借対照表上の資産の部に引当金として計上しているものです。引当基準については、貸借対照表に注記していますので、ご参照ください。

「貸出金償却」

貸出金(未収利息含む)の回収不能額が確定した場合において、その回収不能額を直接貸借対照表の資産項目から控除するものです。なお、貸出金償却は対象債権について過年度に貸倒引当てした額をもって当てますが、当期必要額については、当期の損失額として損益計算書に計上されます。損益計算書における貸出金償却額はこの当期必要額です。

リスク管理債権の状況

「リスク管理債権」とは、労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条により、金融機関の資産の健全性に関する情報開示を目的として公表することが定められている貸出金のことです。現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

● リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	2019年3月末	2020年3月末
リスク管理債権 合計(A)	24,811	25,879
破綻先債権	1,686	1,641
延滞債権	21,799	23,155
3カ月以上延滞債権	897	794
貸出条件緩和債権	428	288
保 全 額 (B)	25,170	26,257
担保・保証付及び清算配当等により回収可能な額	24,023	25,356
貸倒引当金	1,147	901
保 全 率 (B)/(A)	100.00%	100.00%
貸 出 金 残 高 (C)	4,260,904	4,454,242
リスク管理債権比率 (A)/(C)	0.58%	0.58%

*金額は貸倒引当金控除前の金額です。

*「貸倒引当金」は「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法・2013年3月末で終了)の施行に伴い追加計上した一般貸倒引当金を含まない金額です。

● 債権保全の状況

2020年3月末のリスク管理債権は、「破綻先債権」は16億41百万円、「延滞債権」は231億55百万円、「3カ月以上延滞債権」は7億94百万円、「貸出条件緩和債権」は2億88百万円、合計258億79百万円(総貸出金残高の0.58%)となっています。

このうち、253億56百万円は担保・保証付及び清算配当等により回収可能な債権として保全されており、9億1百万円については個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を引き当てています。この結果、リスク管理債権の保全率は100.00%となっています。

「破綻先債権」

債務者が破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等を行ったこと及び銀行取引停止処分を受けたことにより、未収利息を計上しなかった貸出金のことです。

「延滞債権」

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、破綻先債権以外の貸出金のことです。

「3カ月以上延滞債権」

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く)のことです。

「貸出条件緩和債権」

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権、及び3カ月以上延滞債権を除く)のことです。